

宗教活動から生じる消費者問題とその対策

山口 広
(弁護士)

一 はじめに

一九九五年一月一六日、日本弁護士連合会は、報告書を採択して公表した。

「宗教的活動項目の各種資金獲得活動に関する実態と問題点」と題するやや長い報告書である。約四年間にわたる調査・研究の成果がまとめられている。

日弁連としては、九五年春以降にわかに政治問題化し宗教法人法の改正について、賛否を決するに至っていない。しかし、立法の要否を検討する基礎事実として、この報告書に盛りこまれたような深刻な消費者問題が現に発生していることが具体的に把握されるべきである。報告書作成に関わった者として、このような事実を十分認識した上で国会での論議を深めて欲しいという切実な希望があった。

本稿ではこの日弁連報告書の内容について紹介し、あわせて約九年間にわたって靈感商法問題に関わってきた弁護士としての立場から若干の私見を述べ、最後に宗教団体自身による自浄作用のあり方について触れることとした。

なお、この報告書は、日弁連が八七年と八八年の二度にわたって公表した靈感商法に関する報告書及び霊視商法やオウム真理教問題についての弁護団報告とあわせて、九六年三月「宗教名目による悪徳商法」(緑風出版刊)として刊行された。

二 日弁連報告書の内容

(一) 報告書の概要

報告書は冒頭にこの報告書を作成し、公表するに至った経過を述べている。次に、宗教関連の消費者問題の実態について分析している。私は報告書の中心はこの実態紹介にあると考えている。実態を十分認識しないまま、宗教一般に対する嫌悪感がおおられたり、逆に実情を消費者側の責任と決めつけて軽視する意見が横行していることに対し、注意を喚起したい。

報告書はこの実態を踏まえて、民事的救済の為の法理論を検討している。不法行為や詐欺・脅迫等の成立要件上、宗教が関連することが如何なる影響を及ぼすことになるかについての考察が中心となる。最後に、今後の対策として、宗教界や司法・行政に対する提言がある。

報告書では、冒頭、靈感商法の問題への司法・行政面での対策の遅れが、霊視商法やその類似の手口を蔓延させる結果となり、更にオウム真理教の問題やサリン事件を惹起させることになったのではないかという、認識が次のとおり述べられている。(以下、「」の引用部分はすべて報告書からの抜粋である。)

「日弁連は一九八七年七月と翌一九八八年三月の二度にわたって靈感商法の実態とその対策について提言する詳

細な報告書を公表した。

その要旨は、①全国的に同一の悪質な手口によって極めて多数の被害が生じており、個々の被害も深刻であること、②先祖や家族のことを思う市民の心情が脅迫的又は詐欺的説得の材料になっていること、③特定宗教団体の関わりが推認されること、④司法・行政はこれらに対し毅然として取り組むべきであること、などであった。

その後、広範な報道や弁護士会を中心とした多様な対策によってこの問題は広く認識されるに至り、また弁護士による個々の被害者の救済の上でも多大の成果があった。

しかし、今もなお、より巧妙な靈感商法の手口による悪質な資金集め活動が特定の宗教団体によって組織的に続けられている。しかも、宗教団体や宗教的団体あるいはそのような組織的背景さえない営利企業や個人によって、市民の宗教心や不安感、超自然的現象への関心にかこつけて、これを資金獲得の材料にする悪質な手口が、従来にまして多くの市民を被害にまきこんでいるのである。その手口や加害組織も多様化し、被害は今後更に拡大しかなない状況にある。

このような金銭面の被害は放置すれば相当の資金力を有する閉鎖的組織として自己増殖し、社会に対し多大の悪影響を及ぼしかねないものとなる。また、この組織に勧誘された被害者(信者)について深刻な人権侵害をもたらすことにもなる。その端的な例がオウム真理教に関連する一連の事件であった。」

(二) 実態

(1) 報告書は弁護士や消費者センターに寄せられる典型的事例を一〇類型にまとめて紹介している。靈感商法、霊視商法、オウム真理教等の事例であるが、いずれも勧誘時に如何なる宗教団体の信者が何の目的でアプローチしているかについて、消費者に隠して説明しない点に共通点がある。また、霊界やハルマゲドン等の恐怖を

あおって、その解決のためには、入会や金銭の交付をするしかないと勧誘する点も、ほぼ共通している。

「行政の相談窓口が信教の自由を標榜する団体に対して、どのような指導・監督ができるのかについて明確な基準を定立できていない。このため、消費者センター等の相談担当者の加害団体に対する対応も慎重なものに終始しがちであった。また、自治体が作成する『悪徳商法』に関する消費者向けのパンフレット等においても、宗教活動名目の物品販売や献金等の勧誘行為については、慎重な取扱いが目立っている。」

行政ばかりではない。被害相談を受けた弁護士も、「先祖の因縁等を言われて、怖くなって買った」「宗教団体にしつこく勧誘されて断りきれずに困っている」といった類の法律相談に対して、果して適切な法的措置を講じてきたか疑問がある。

(2) 被害の集計

国民生活センターや地方自治体の消費者センターにおいて、これまで「宗教」や「靈感」「因縁」等のキーワードによる相談データの集計はされてこなかった。「宗教」を消費者相談の項目の一つにあげること自体が信教の自由との関係で避けられてきたものと言えよう。

しかしながら、この問題の深刻さは、国民生活センターの平成三、四、五年度の三年間の相談事例から、次の各項目についての相談件数を集計して見たデータからも窺える。

また、同じ項目について全国三四〇の都道府県及び市の消費者センターに当連合会がアンケートを送付して一二六のセンターから得られた回答を集計した結果によっても同様である。

宗教活動から生じる消費者問題とその対策(山口)

集計)

(いずれも平成三、四、五年度の三年間の

合 計	八	七	六	五	四	三	二	一	項 目
	自己啓発講座	団体への献金	祈祷サービス	占いサービス	仏壇・仏具	仏像	数珠	印鑑	
四一五七	一六六	一三三五		三項目計	八〇	二五一	五七三	一七五二	国民生活 センター
六七七三	一五〇一	一八九	八七二	八二九	二六〇	二六九	七一〇	二二四三	消費者 センター

(単位 件)

(3) 弁護士や弁護士への相談

この種事案についての弁護士や行政の相談窓口の問題点として報告書は次の四点をあげている。

第一にこの種事案の相談を受理して法的措置を講じる弁護士が限定されていること。

例えば、法の華三法行（教祖福永法源）の問題については、一人の弁護士が近年四年足らずの間に二〇〇件、金額にして三億円余の相談を受けている。一九九六年五月以降のマスコミ報道によって、この教団の問題は更に深刻化しつつある。

霊感商法問題については、東京に約六〇名からなる被害者弁護士が結成されているが、交渉では一切返金に応じないため、次々と提訴を余儀なくされ、九五年六月に原告二五三名について合計金五億五四三二万円を和解により確保している。その後の警察による摘発を機に、全国の弁護士に三〇〇件を超える新たな被害相談が殺到している。

霊感商法問題については、一九八七年五月、全国約三〇〇名の弁護士が連絡会を組織して情報交換しつつ対処し続けて九年余が経過している。この間、一九九四年一二月末迄に合計一六、五七五件もの相談事件（金額にして六一三億円）を受け付け、交渉や訴訟手続によって既に約一五〇億円の被害回復を実現した。

第二に、被害相談は、単純な金銭トラブルにとどまらない。様々な人生や家庭内のトラブルを抱えた消費者が、この種被害に遭っているため、背景問題の相談も伴う。宗教上の悩みや精神的なカウンセリングが必要なことも多い。更に、本人ではなく家族からの相談割合が高いのも特色である。

第三に、宗教的活動名目の資金獲得活動をめぐるトラブルは、『破壊的カルトによるマインドコントロール』とも評される新しい宗教団体の欺瞞的勧誘に伴って生じることが多い。

「従って、相談担当弁護士において、この種の問題について基本的理解がないと事案の処理を誤ることにもなりかねない。高齢者の家庭内での孤独や、自立しようとする子供とその親との軋轢などの家庭問題への配慮も不可欠である。

第四に、霊感・霊視商法やオウム真理教の問題のように既に弁護士体制がとられている事案はともかくとして、その余の宗教法人や宗教的団体によるトラブルについては、相談窓口がなかったり、極めて不十分であるため、被害者の泣寝入りに終わっていることが多い。オウム対策弁護団の相談窓口がマスコミで報道されるや、短期間のうちに一五〇〇件を超える多様な宗教関連の相談が殺到した。このことも如何に相談窓口が乏しいかの証左である。

その意味で、以上述べた被害相談データも氷山の一角に過ぎないことが明らかである。

当連合会において、本報告書を公表し、各方面の対処を提言しているのもこのことがあるからに外ならない。」

(三) 民事的救済のための法理論

(1) 不法行為の成立要件

報告書は次の四件の判例を詳しく分析している。

① 福岡地裁平成六年五月二七日判決(判例時報一五二六号一二二頁、平成八年二月一九日付福岡高裁判決も同旨、現在上告中)の霊感商法の事例

統一教会の信者による献金勧誘行為が違法であるとしたうえで、統一教会の使用責任が認められている。神戸地裁姫路支部平成四年三月一九日判決(判例集未登載)の神慈秀明会の事例。

② 献金勧誘は拒否しようと思えばできた状況であったとして、違法性が否定された。控訴審も同旨の判断を

している。

③ 神戸地裁平成七年七月二五日判決（判例集未登載）の黄金神社の事例。五回にわたる計九六五万円の献金勧誘行為の違法性を認めている。控訴直後に原審判決の認容金額が支払われて和解が成立している。

④ 東京高裁平成四年三月二六日判決（判例集未登載）のいわゆるフリーと称するエネルギーの流れを捉えて創り出す棒の販売をめぐる事例。一審判決が逆転して、原告の一部勝訴となり（過失相殺のため）、上告棄却で確定した。

まず、①の判決は、今後のリーディングケースとなるであろう。

「その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や霊界の話等をし、そのことによる害悪を告知するなどして殊更に相手方の不安をあおり、困惑に陥れるなどのような不相当な方法による場合には」「もはや社会的に相当なものとは言い難く」「違法の評価を受ける」とした上で、たとえその行為が布教活動の一環として行われたものであったとしても、本件献金勧誘行為は信者らが共謀の上、あらかじめ献金額を決定したうえで、被害者に対して「先祖の因縁や死者の訴え」を告げ、さらに「献金に応じない場合の害悪を告知して献金を要求したものである」とあり、そのような献金勧誘行為は「その目的、方法、結果において到底社会的に相当な行為であるということはできず違法である」とした。本件の場合、第一に、甲教団において金集め自体が目的化している実態があること、第二に、被害金額が高額であること（生活基盤自体を奪うような額）、第三に、強度の脅しが認められること、第四に、事前に献金させる額を教団側（信者ら）が決めていたこと、第五に、長時間の軟禁状態の結果の支払いであること、等の事情が総合考慮されたものと思われる。

なお、平成八年二月三日には、高松地裁において、統一教会の信者による献金勧誘行為について、「被告の信者らが行った前記一連の勧誘行為はその目的・方法・結果において、社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており、違法性を帯びる」とした上で、教会の使用責任を認める①と同旨の判決が言渡された。次に、③の判決では次の通り判示して結論に導いている。

「被告の行為は、原告が相応な資産を有していることに着目し、財産的利益を得る目的で、…追いつめられて平常心を失い混乱した原告の精神状態に乗じ、霊力、因縁等がもたらす災いの話を繰り返して説くことによつて、ことさら原告の不安感をあおりたて、その災いを取り除くには被告の提示する諸費用を納めて、被告ないし被告の信奉する神の力に頼るほかはないと信じさせて、著しく高額な献金の承諾をさせ、これを収受したものと認められるから、その目的、方法、結果のいずれにおいても、社会的に相当なものとしては認める範囲を逸脱しているべきであり、」不法行為に該当する。

④の判決の結論部分では次のとおり判示している。

「営利活動としてみるときは、被控訴人らの行為は、その方法、態様、結果等に照らし、著しく欺瞞的、便乗的、暴利的であつて社会的に是認される営利活動の範囲を超えるものであり、特段の事情のない限り、違法性を帯び、相手方に対する不法行為を構成するといわなければならない。」

このようにみえてくると判例はほぼ共通して次の如き考え方に立っていると思われる。

宗教的活動を名目とする資金集め活動が献金勧誘であつても、祈祷料、占い料、物品販売等の場合であつても、上記のとおり目的・手段・結果を総合考慮して社会的許容範囲を逸脱していると認められる場合、不法行為が成立する。

そして、その前提には次の点が確認されていると言えるだろう。

宗教的活動の一環として行われたものであっても（即ち、献金勧誘行為の宗教行為性は認めながら）、献金勧誘行為が違法であるか否かの判断は法律上の争訟として司法権の判断対象であり、その違法性の判断基準は、献金勧誘行為の目的、手段、結果を総合考慮して判断すべきものである。即ち、初めから、消費者の財物をねらってアプローチしたことが認められ、行為態様が巧妙且つ長時間に及んでいる上に詐欺的あるいは強迫的であつて、交付された金額も消費者の資金力等に鑑みて多額な場合、違法性が認められるべきである。

(2) 信徒の活動と使用者責任

「一般に宗教団体の信徒は当該宗教団体の職員ではない。しかし宗教団体の信者の中には、ボランティアのごとく無給で布教行為や献金などの資金獲得活動を行ない、その宗教団体に貢献するものもいる。これらの信者の行き過ぎた宗教活動により、被害を被った被害者に対する救済をどうするかという問題がある。

その際信者の宗教活動は実質的に宗教団体の手足としての活動であり、そこから得られる利益は一方的に当該宗教団体が享受するのに、信者の宗教活動の行き過ぎなどから生ずる被害について当該宗教団体の責任が全く問われないのは不合理である。

例えば前述した福岡地方裁判所の判決では、信者らは甲教団の職員ではないものの、教団の教義を「受け入れて身も心も被告に捧げるべく、仕事をやめ、家族から離れてホームとよばれる場所で他の信者と共同生活をするなどしながら被告のために活動を行なう献身をしていたものであること」、「献金を勧誘した当時、被告の教義の内容を成す万物復帰といわれるものは、サタンに奪われた財産を神の側に取り戻すことを意味する教えであり、いわゆる靈感商法や被告への献金を求める行為はその教えに基づいた実践であると理解していたもの

である」こと「献金も被告のもとに受け入れられるものと推認するのが相当であること」などの事実を認定して甲教団に民法七一五条の使用人としての責任を認めている。」

この論点について、報告書は前記①の判例の他、次の二例を分析している。

⑤ 横浜地裁平成五年六月三〇日判決(判例時報一四七三号一一七頁)のオウム真理教の事例。

現地を視察した弁護士のカメラを奪ってフィルムを抜き取った監視役信者の行為について、教団に使用者責任を認めた。

⑥ 福岡地裁平成六年一二月一四日判決(判例集未登載)のオウム真理教の事例。

教団の顧問弁護士が教団外報部らの主催する記者会見において、某弁護士の活動を批判した行為が名誉毀損になるとした上で、教団の使用人責任を認めた。

これらをふまえて報告書は、この問題について、次の結論を導き出している。

「報償責任の見地から、宗教団体と信者との関係についても、雇用、労働契約、請負契約などの契約の問題とせず、信者が当該宗教法人の実質的指揮監督の下にあり、その実質的指揮監督にもとづいて違法な資金獲得活動などをしたときには、宗教団体にも使用者責任が認められることは当然である(棚村政行「靈感商法」と民事責任」青山法学論集第三六巻第四号(一九九五年)六頁)。」

(3) 詐欺・強迫による取消

「強迫で留意すべきは、一般人が言われてもほとんど恐怖をもたらずものでない信者らの言動であつても、被害者が特定の考え方を受け入れている場合、それに乘じて金銭を交付させる目的で害悪を告知した場合、成立の余地があるという点である。例えば、『無間地獄に落ちる』『霊界で永遠に苦しむことになる』等の言辭は、

地獄や靈界を信じない者にとっては何の意味もない。しかし、無間地獄を少しでも体験させられたり、靈界の存在やそこで苦しむ祖先の存在がある限り不幸が起こると信じている者にとっては、死に比肩する恐怖をもたらすことになる。しかもその言辭が、信賴すべき「偉い先生」や靈能師、解脱者等によって一定の環境下で重々しく告知された場合、金銭を交付するかさもなければ死以上の苦しみかという大変な選択を迫られることになるのである。」

「従って、強迫の成立の認定に当たっては、前述した不法行為の成立要件と同様に、①害悪を告知する側の目的、②害悪告知の態様、③結果を総合的に勘案して検討すべきである。特に、害悪を告知する側の目的の認定に当たっては、同一教団信者による類似事案についての認定等組織背景を十分斟酌される必要がある。」

「献金等の金銭交付を要求する側の人物が靈能力がないにもかかわらずこれがあるかのように装うなど重要な事実を故意に偽ったことが立証されたり、消費者側の思い違いをことさら惹起させるような説得活動をしたことが証拠上認められる場合は、詐欺による取消が認められる余地がある。また、消費者側のこのような思い違いがなければ、合理的に判断して金銭交付をしなかったであろうと認められる場合には、錯誤を理由とする無効の主張が認められるであろう。」

後述するように、刑事事件においてさえ、客観的に立証可能な重要な事実を故意に偽った場合、詐欺罪の成立が認められているのである。従って、たとえ宗教的活動の外観をもって金銭交付の勧誘がなされた場合であっても、それが故意に重要な事実を偽っていることが認められる場合には、詐欺や錯誤を認めて被害者の損害回復を認めることができる。宗教的動機に基づいた金銭交付行為であっても、何ら特別扱いをする必要はないのである。

なお、霊界があると思っていたがなかった、メシアと思っていたが違っていた、教団の教え自体が誤りだった等の論点を中心とする訴訟であっても、外形的に行為態様が問題とされる場合は不法行為や強迫・詐欺等が成立しうる。」

(4) 公序良俗違反

「信者の献金等の勧誘行為が、社会通念上正当視され得る範囲を超えていると認められる場合には、その超えた部分については公序良俗に反して無効である。具体的認定においては、契約締結に至る経緯(勧誘文言や動機)、金額の多寡、長期かつ高額な契約となった理由等を総合的に考慮することになる。」

⑦ 名古屋地裁昭和五八年三月三十一日判決(判例時報一二二〇号一〇四頁)の事例は、加持祈祷による先天性難聴の治療について、一回八〇〇〇円合計五八九万六〇〇〇円の支払いをさせた件である。判決は次の通り述べている。

「加持祈祷はそれ自体が公序良俗に反するということができないのはもちろんである。しかし、それが人の困惑等に乗じて著しく不相当な財産的利益の供与と結合し、この結果、当該具体的事情の下において、右利益を收受させることが社会通念上正当視され得る範囲を越えていると認められる場合には、その越えた部分については公序良俗に反し、無効となる。」

(5) 布教の自由との関連

「この様な加害行為が、憲法上保障されている布教の自由や信教の自由との関わりで、成立要件に再検討を要するか否か、あるいは違法性が阻却されることがないかが問題となる。」

この問題について最高裁は、「私人相互間において憲法二〇条一項前段及び同条二項によって保障される信

教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を越えるときは、場合によっては、私的自治に対する一般の制限規定である民法一条、九〇条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、法的保護が図られるべきである』(最大判昭和六三年六月一日、判時一二七七号三四頁、いわゆる『自衛官合祀拒否訴訟』)という。つまり、宗教団体や個人が、伝道の一環として消費者個人に接する場合において、その「態様、程度が社会的に許容しうる限度を越えるときは」、不法行為や公序良俗違反等の規定によって、一定の制約を受けることがあるというのである。

信教の自由は、内心における信仰の自由をその本質とする。いかなる宗教をどのような理由で選択しようとするに自由である。勿論他からの強制や不利益の押しつけがあってはならない。憲法上の根拠として、人格権に重きを置けば憲法一三条、宗教性に着目すれば憲法二〇条で保障される権利ということになる。この理は、いわゆる憲法直接適用説にあつてはもちろん間接適用説にあつても、他者の宗教選択の自由を不当に侵害してはならないという形で、私人間においても同様に当てはまる。宗教上の自己決定権は、憲法に基礎を置く重要な基本的権利であり法的利益なのである。

ところで、ベルギーダイヤモンド事件広島地判平成三年三月二五日(判例タイムズ八五八号二〇二頁)は、『冷静で合理的な判断を基本的に保障した上で、……選択の自由が、守られるべき利益として法的考察の対象となり得るということである。……そのこと自体を損害(法的に守られるべき利益すなわち法益の侵害)として把握する』と言う。財産的権利についての選択の自由、即ち自己決定権を侵害すれば不法行為が成立するということである。精神的自由である宗教の自由である宗教の自由についての自己決定権はそれ以上に強く権利性が認められるというべきである。』

「宗教的自己決定権が認められるとして、どのような布教活動がこれを違法に侵害したという評価を受けることになるか。不法行為法上の違法性は、被侵害利益の性質と侵害行為の態様との相関関係から判断される。そして、ここでの被侵害利益は、憲法上絶対的に保障されるべき個々人の信仰の自由の一部である何を信するか(あるいは信じないか)の自己決定権である。これに対比される加害組織側の布教の自由は、内心における信仰そのものではなく対外的活動である。信教の自由は憲法二〇条により保障されるが、それが第三者への働きかけを伴う場合には公共の福祉による制限を受ける(最大判昭和三八年五月一五日、加持祈禱事件)。」その制約が、結果的に行為の実体である内面的信仰の自由を事実上侵害する恐れが多分にあるので、その制約をする場合は最大限に慎重な配慮を必要とする(神戸簡判昭和五〇年二月二〇日、牧会権事件)ことがあるとしても、第三者への働きかけを伴う布教活動やその一側面である資金獲得活動は、内心における信仰と異なり社会的制約を受忍しなければならないのである。

そして、勧誘される消費者としては、どのような教義ないし宗教団体か、信仰生活の内容はどうか等を知らずしては自由な宗教上の決定をなし得ない。布教者としては、布教活動であることを隠すようなことがあつてはならないことはもちろんのこと、布教に際し相手方にこれらの点を説明し、相手方に布教されることの同意を求めるべきである。この理は、医療行為における「インフォームド・コンセント(説明と同意)」を連想させる。確かに、一方は生命・身体に関し、他方は精神的・宗教的自由に関するという違いはあるにせよ、ともに個人の重要な根源的法益に関するその帰属主体の決定権Ⅱ人格権を重視するという点で共通のものがある。インフォームド・コンセント法理の先進国であるアメリカのカリフォルニア州最高裁(大法廷判決一九八八年一〇月一七日)は、元信者が某教団に損害賠償を請求した事件につき、被布教者の認識と同意を得ずに強度の

説得にさらす行為は詐欺として司法審査を受けるとした。一九八四年五月、ヨーロッパ議会本会議は、「宗教団体に与えられた保証の下で活動している新しい組織による様々な法の侵害に対するヨーロッパ共同体加盟諸国による共同の対応に関する決議」(EC決議)を採択し、そこでは宗教団体の評価・判断基準として後述する一三の基準を示すが、その基準には、「入信の勧誘の間は、その運動の名称及び主義が、常に直ちに明らかにされなくてはならない。」という。まことにもつともである。」

このような報告書の立場については、今後更に研究がまたれるところである。しかしながら、現実には破壊的マインドコントロールと称される詐欺的な手法による信者勧誘が横行している現実に直面する時、相談に応じる弁護士としては、何らかの基準が定立されることの必要性を痛感している。

(6) 刑事制裁について

「オウム真理教及びその関連組織に対する一九九五年三月二日以降の強制捜査は、宗教の名の下になされた残虐な犯行為の数々を明らかにしつつある。オウム真理教の内部でこれ程の犯行為が敢行されるに至った理由として、刑事捜査への本格的着手のおくれが指摘されている。

例えば、一九八九年一月、坂本堤弁護士が殺害された事件で、オウム真理教の信者が身につけるブルシヤのバッジが犯行現場と思われる坂本弁護士宅に落ちていた。また、坂本弁護士とオウム真理教との交渉経過に鑑みるとオウム真理教信者の関与が極めて強く疑われる状況があった。それに対してことさらに協力を拒否して取調べ等捜査に協力しないという事実が教団側に存した。にも関わらず、オウム真理教に対する強制捜査は着手されなかった。オウム真理教が宗教法人であったことが、信教の自由との関連で捜査側を躊躇させる要素になったことは、否定しがたいであろう。

このように「宗教」がからむことによつて、本来なされるべき刑事手続を抑制したが故に、オウム真理教の犯罪行為がその後も重ねられることを許容してしまつたといえるのではないか。」

報告書は次の二判例を紹介している。

⑧ 最大判昭和三八年五月一五日刑集一七卷四号三〇二頁の事例。

仏教僧侶が加持祈祷の際、選考の熱気等のため熱傷、皮下出血が生じて心臓麻痺で死亡したため、傷害致死で有罪となつた。判決は「宗教の自由の保障の限界を逸脱した」ものとしてゐる。

⑨ 最小判昭和三十一年一月二〇日刑集一〇卷一一号一五四二頁の事例。

祈祷師が効能のないことを信じていたのにその効能があるかのように欺いたり、神様の力で顔を真黒にするとし向けたりして祈祷料を支払させた行為を、詐欺罪及び有罪とした。

なお、報告書は実態編において、次の判例も紹介している。

⑩ 青森地裁弘前支部昭和五九年一月一二日判決(判例集未搭載)。霊感商法の手口で四七歳の主婦に一二〇

〇万円を支払させた信者三名が恐喝罪で有罪になつた事例。

ホテルの一室で。約九時間半にわたつて「おろした子供や前夫が成仏できず苦しんでいる。成仏させないと今の夫と子に大変な事がおこる。全財産を投げ出しなさい。」などと迫り、脱出を阻止するなどした。

報告書は、詐欺の故意の認定や神のたたりを伝えることと畏怖させる恐喝の認定との関係が困難であることを認めた上で、次のとおり述べてゐる。

「例えば冒頭に述べた典型的被害事例を類発している宗教団体等においては霊界が見えないのに見えるかのように装つたり、霊能力がないのにあるかのように偽ることが信者間にマニユアルとして流布している場合

も認められる。捜査当局は宗教的動機に基づいていることを理由に詐欺の立件を断念することなく、その団体の組織的行為の実態や手口の同一性、マニュアル等の存在を重視する姿勢が必要である。

一方、宗教活動であったとしても超自然的な領域であることを利用して、長時間にわたって「たたりがある」などと脅迫的言辞を用いて、布施を迫るなどの行為は社会的な相当性を逸脱するものであり、恐喝罪として責任を追究されるべき場合がある。」

「加害者個人や加害組織の中には、ことさら被害者に霊界の存在や地獄についての一般的な信仰や考え方を教え込んで宗教的教えとして潜在的恐怖心を植え付けたい、ころあいをみて、被害者固有の不安や悩みを煽って、予め植え付けた潜在的恐怖心を強める脅迫行為を行うものがある。その手口がマニュアル化し、殆ど同様の手段で多数人が財物を交付させられている例さえある。

類似事案が多数存在する場合にはこのような作爲的な恐怖心の煽り行為は全体として恐喝罪に該当することもあり得る。例え被害者本人にとって教理を信じて財物を交付したかの如き経過であったとしても、一連の働きかけの全体を通して見ると、財物喝取の目的で教理の一端を教え込み、その教理を信じた者特有の畏怖心をことさら煽って、財物交付要求の拒否を困難ならしめたと認められるのである。」

なお、名古屋地裁平成八年六月一八日判決は、霊視商法事件について、「被害者の悩み」ことを解消させる霊能力がないのに「嘘を言って供養料名目で金四六五万円をだましとった事案を詐欺で有罪とした。同旨判決が同地裁で相次いで言渡されている。

更に報告書は、各地方公共団体が定めるいわゆる「迷惑防止条例」の活用について言及している。現実には、霊感商法を行っていた信者が都条例違反(押売行為の禁止違反)で検挙された例もある。

(四) 対策

報告書は最後に弁護士会や行政(文部省・税務当局・警察)・司法など各方面に対して運用の改善を提言しているのが、ここでは宗教界、マスコミ及び消費者行政当局への提言について特に触れておきたい。

(1) 宗教家・宗教団体の自浄作用

「刑法一三四条(秘密漏洩罪)に列挙された職業では、自主的な規制として弁護士倫理、医師倫理などの職業倫理が発展してきた。しかも弁護士や医師は、その資格の根拠が国により付与されるが故に、職業倫理に反する行為を行った場合、その所属会や所轄庁などから懲戒されて弁護士資格や医師資格を剥奪され、その後は有資格者として活動できないという強い規制を受けている。これに対し、宗教家は、このような資格剥奪を伴う一般的横断的な宗教家としての職業組織がなく、信教の自由の濫用にわたる行為がなされた場合に、懲戒手続などの自主的な規律を期待し得ない状況にある。もちろん宗教団体の中にはその所属する信者らの問題ある行為に対し懲戒手続などの自主的な規制を行っている団体もあるが、懲戒され除名された信者も、別に宗教団体を作れば、別の宗教団体の名で問題ある活動を継続することができる。詐欺や恐喝の前科を持つ人物でも、宗教団体の組織者になることができるのである。極端に言えば、宗教家には誰でも、いつでもなることができる。ここに自主的な規律を期待し得ない宗教団体及び宗教家に対し、社会はどのような態度を取るのかという問題が起こってくる。それとともに、少数の反社会的宗教団体の活動が、宗教一般に対する規制容認論へとつながりかねない結果となっている。

従って現在の宗教界は、宗教界全体の自浄作用を發揮し、宗教一般に対する不信や不安の念を除去するため、まず反社会的な活動を続ける宗教団体を自浄作用で十分是正できることを世間に示す努力が必要である。

一般の宗教団体の側にも、社会的トラブルが生じた場合の自主的なルール作りが必要である。また、各種紛争を自主的に解決手続きや、問題ある信者や宗教指導者に対する懲戒手続きなどの自主的規範を整備する努力が望まれる。反社会的宗教団体に対する宗教界全体の実効ある対応が先ず必要である。」

(2) マスメディアの役割と責任

「被害の防止という観点からは、マスメディアの果たす役割は極めて重要である。新たな被害の入り口にあつた消費者が霊感・霊視商法等の手口を紹介する報道に接して被害を免れたという実例も多数存在する。」

「勿論、社会通念に相容れない儀式や教義であることを異端視、白眼視したり、興味本意に扱うのではなく、事実を正確に伝えることが心掛けられるべきことは当然である。信者個人のプライバシーへの配慮を欠く報道が見られたことも自戒されるべきである。このような点に留意しながら宗教団体として行なっている活動を正確に把握し、宗教団体として許容された範囲を逸脱した団体の活動を批判し、市民の注意を喚起する報道が期待される。」

「しかしながら、マスコミが、宗教的活動名目のいきすぎた資金集め活動の被害を増長している傾向も否定しがたい。例えば、霊界や超能力、占い等の科学的に証明できない事象を興味本意に報道したり、特定個人のこの種の「超能力」を称賛して有名人に仕立てあげる類のテレビ番組が後を経たない。その有名人がテレビ番組を見て集まってきた消費者に映像の外で現実は何をしているのか(法外な料金をとっていないか)について、テレビ局は全く無関心であつてよいのだろうか。テレビ映像上は、トリックなどによつて「超能力」に迫真性をもたせることが容易である。テレビ局はこれを見た消費者がどのような影響を受けるかを常に考慮すべきである。」

(3) 訪問販売法の運用見直し

「訪問販売法は全ての取引を規制しているのではなく、あらかじめ政令によって指定された商品・権利・役務に関する取引について行われる。そして、顧客に対して取引の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、不実のことを告げる行為等一定の場合に罰則が規定されている(訪問法第二二条等)。

このあらかじめ指定された商品・権利・役務に関して、宗教団体が別法人や別の人格を名乗る場合はもちろん、宗教団体が取引の主体となったり、伝道目的でなされたものとしても、物品販売等の取引行為としてなされたものならば、訪問販売法が適用されるべきである。取引において、宗教行為であることを理由として何ら特別に扱う必要はないからである。

特定の新興宗教によく見受けられるビデオセンターや自己啓発センターへの勧誘及びヨガ道場・教室・セミナー、更には気学講座や占い講座などへの募集は、「技芸又は知識の教授」という指定役務に該当すると考えられるので、訪販法が適用されるべきである。これらの宗教的役務提供の中には料金体系が不明朗なものも多く、訪販法の適用によって被害の救済がかなりの程度可能となる。また、罰則の適用があれば多くの被害を未然に防止することもできる。この条項の適格な運用があっても信教の自由が侵害されたことにはならない。

しかし、宗教活動の一環としてなされる場合は、対価が「献金」「お布施」等と呼ばれて「取引行為」ではないかのような形態をとることが多く取引行為との区別が困難となる。しかし、その呼称ではなく実態に即して検討されるべきである。指定商品や指定役務と実質的な対価関係にたった場合であれば積極的に適用するべきである。」

(4) 消費者保護条例の積極的運用

「宗教行為の外観を有する消費者との取引行為も消費者保護条例等の規制の対象となるものであって、宗教団体も原則として条例上の『不適正な取引』を禁止されることになる。

このことは、当該宗教団体が宗教法人として登録されているか否かで、いささかの差異も生じない。」

「宗教の本質論から『本来対価関係を考慮すべきでなく消費生活の範疇に馴染まない』という反論は当然に考えられる。しかし、ここでは宗教の本質や内面を論じるものではない。あくまでこれに付随する世俗的側面に着目して、被勧誘者の非自発的な、真意によらない金銭抛出を防止する観点からの考察が必要である。」

「各地の自治体の消費者保護行政機関の担当者は、消費者被害者としての申告があれば、積極的に情報を集積し、当該宗教団体に対する事情聴取や交渉の斡旋もして、被害回復の努力をしてきてはいる。この行政の努力は、『宗教団体』側が良識ある態度で行政の指導に応ずる限りにおいては有効であるが、拒絶する姿勢を示した場合には困難に陥っているという。特に、『行政が宗教活動に介入するのか』という反発があつた場合には、担当職員は対応に窮する、と報告されている。

しかし、前述のとおり宗教団体（宗教法人においても同様）が、特に他の団体に優越して消費者行政の介入を拒絶しうる特別の地位を有することはない。宗教団体や宗教者が思索し教義を表現するとき、その内容に行政が介入する余地はいささかもない。それこそ信教の自由が貫徹されねばならない。しかし、局面が変わつて、宗教団体が消費者と接点をもつて、消費者に対して金銭の交付を勧誘しようとするときには、信教の自由とは別次元の原則としての『消費者保護』の要請が働く。憲法のレベルの用語で表現すれば、他の基本的人権である財産権ないし幸福追及権に関わることになる。真意によらない金銭抛出をさせることが違法であることは極めて当然であつて、『信教の自由』によつても、『表現の自由』『企業活動の自由』によつても合理化し得ない。

消費者の利益を侵害する行為がある場合、その加害行為者が株式会社であるか宗教法人であるかによって、消費者保護条例の適用に差異を生じるべきではない。消費者保護条例等の運用は、この常識から出発すべきである。」

三 新々宗教運動と社会的摩擦の防止策

(一) 分析の観点

宗教活動上の利益は信教の自由の一環として保障されるべきである。他方、消費者の利益や自由意思に基づいて信教を選択する権利も保障されなければならない。この二つの法益の調整をどのような枠組でなすのが妥当であろうか。それは第一にどのような機関や組織がなすべきかという問題である。第二にどのような基準で調整するべきかという問題である。

この問題を論ずるにあたって欠かせないのは、現代社会において宗教と消費者との間の摩擦が社会問題になっていることの社会的・宗教学的的分析であろう。このような研究を欠いたまま、現象的に問題を捕らえて対策を検討してみても、長い眼で見ればそれは宗教に対する不当な弾圧であったということになりかねない。

私は、破壊的カルトと称される宗教団体に属していた元信者やそのような団体のために消費者被害にあった多数の市民と接してきた。その過程で、深く考察する必要を痛感しているのは次の三点である。

第一に、何故現代社会において、世界各国で共通にカルトやセクトが社会問題化しているのか。

第二に、日本人の宗教意識や慣習あるいは神道仏教の伝統はどう関連しているのか。

第三に、若者や中年女性に特に関与者や被害者が多いのは何故か。

極めて不十分ではあるが、以下私見を述べて批判を待ちたい。

(二) カルト、セクトの世界的現象

米国では、六九年のマンソングループによるシャロンテート惨殺事件や七八年人民事件などを契機に、カルト問題が社会問題になった。CANやAFF等のカルト対策・研究の民間組織も活動してきたし、議会やマスコミでも幅広く取り上げられている。しかし、九三年四月のブランチダビエアの銃撃戦における惨状はカルト対策のむづかしさを改めて認識させた。

欧州各国でも、若者を中心とする新しい宗教運動が深刻な問題として七〇年代末期から注目されるようになった。その結果として、各国におけるセクト対策の指針となった一九八四年五月ヨーロッパ議会の決議がある。しかし、九四年一〇月にスイスとカナダで五三名の死体が発見され、更に九五年一二月に更に新たな遺体が発見された太陽寺院事件は、深刻な波紋を欧州各国に及ぼしている。

欧米ではキリスト教の伝統がある。従ってキリスト教の思考や活動のパターンから逸脱した新しい型の宗教運動は社会的に異端視されがちである。行動や税務面で、既成キリスト教団と差別的に取り扱われることも多く、これに異議申立をする訴訟が各国で多数提起されている。信教の自由とその限界、宗教と国家・行政の関わりのあるなどの問題について、従前のキリスト教既成組織と国家との関係とは別個に、再検討を迫られている。

このような傾向は、韓国でも指摘されている。三〇名以上の信者が集団自殺した八七年八月の五大洋事件。終末宣言で社会に混乱をもたらしたタミ宣教会の事件。オーストラリアやロシア・東欧諸国でもカルト問題は注目を集めつつある。

何故このような現象が顕著になってきているのであろうか。科学技術が高度化して、教育や労働の中では生きる充実感を得がなくなっている現実とは無関係であるまい。資本主義も共産主義ともに、生産力の拡大と効率化を促進し、幸福度は欲望と消費量の相関関係で計測できるという前提に立っている。情報化社会の中で、自己のアイデンティティを確立することが困難になっている現実もある。新々宗教はこのような現代社会に生きる若者の心の渇きに浸透しているのである。

新々宗教は、多くの共通点をもっている。信者たちの眼前に生きて指導している教祖が、救世主や神の使いとして強烈なカリスマ性を持つ。その人物を中心に独自の価値観を共通に有する信者たちが一般社会と隔絶された閉鎖的共同体を形成している。信者たちは、貧困や病気などの現世利益のためではなく、自己の生きる目的や人格の高揚・霊界での救いを求めている。従って入信前は、まじめで知性が高く両親からも信頼されていた若者が、組織に接した途端に人がかわったように家族や学校・職場を離脱する。また、終末論を教義にもつことが多く、霊界や超能力へ傾頭して、科学的合理主義を排斥する傾向がある。教団の儀式は、一般社会から見ると異様だったり、既成の倫理基準に反することも多い。

ところが、信者はその教育程度に関わりなく、閉鎖的で特異な教義や儀式の中に自己の存在価値を見出して、活動に熱中し、家族や友人の忠告を受けつけようとしめない。むしろ閉鎖性や特異性が、一定の数の若者を魅きつける源泉にもなっているように見える。

このため、両親や家族・職場の中で様々な摩擦をおこすことになる。地域社会など既存の共同体との間のあつれきも避けられない。

この、求心性が極度に高い閉鎖的共同体が、伝道や資金集めのために外部社会にエネルギーを向ける時、それは

一般社会から受け容れがたいいきすぎた伝道や資金獲得活動となり、深刻な社会問題となる。霊感商法やオウム真理教の問題もその一例である。

逆に言えば、このような新しい宗教団体が一般社会に受け容れることができるような教義や活動に軌道修正する時、その団体は組織としてのエネルギーを弱めることになりかねないのである。まさに、「毒気を抜かれる」ことになる。

世界的に共通して言えるのは、若者を魅了するに足るイデオロギーや価値観がなくなっていること、食べるに困るといふ心配はなくなつたかわりに社会や科学の発達の結果若者が自ら切り開くべきフロンティアが喪失したことであろう。他方で、情報だけは大量に与えられる。また、コンピューター世代は自ら汗を流して物を創造し困難を切り開くことよりも、ボタンを操作して解答を得る教育過程で育てられてきた。家庭の崩壊やその見直しの気運、エイズやテロの蔓延などの終末を実感させる事態もある。

このような意味で、カルト的教団が次々と生み出され、担当数の若者がその影響下におかれる世界的現象の根はまことに深いものがある。このような傾向にどのように対処するべきかを考えるにあたっては、このような現状をより深く研究調査し、各国政府や市民団体の取り組みの成果と限界に学ぶことが不可欠なのである。

(三) 日本人の宗教意識

日本人の宗教意識は、先祖崇拜に共通性があり、カミとホトケ即ち神道と仏教の融合したものだと言われる。どんな宗教を信じるかと聞かれて即座に答えられる人は少ないが、神社仏閣では自然に手をあわせ、葬儀や法事だけではなく、様々な機会に祖先や子孫との連環の中での自己を意識する。我々弁護士は、大事な契約や工事の開始日に大安等を選びたがる不動産・建築関係業者に接する機会が多い。縁起をかつぐのである。

いわば多神教的な宗教心を基盤にもち、先祖や縁起のことを言われても無関心でいられる人は多くない。

また、本居宣長が、「ヤマトの心」として、「有り難きものはみな神」と述べたように、大きな岩、大本、なかなく緑深い山に霊が宿ると感じ、しめなわを飾って手をあわせる心情が、根底に流れていると言えよう。

しかも、最近の超能力、ホラーブームは、多くの若者が、あの世や来世があると思うと答える傾向と合致する。星占いや手相・姓名判断などが多くの市民をひきつけ、専門雑誌まで書店の店頭に並んでいる。

霊感霊視商法との関連で言えば、「先祖の霊が浮かばれていない。ちゃんと供養しなければならぬ。」という説教は多くの日本人を首肯させる。「親の因果が子に報い」と言われるように、「先祖の因縁のために、今のあなたの不幸や悩みがある。このままでは、将来の不幸は避けられない。」という説明も、一定の状況下で言われれば、相当割合の日本人が身を乗り出してしまいかねないであろう。

このような日本人の宗教心に訴えかける販売方法の典型が開運の印鑑である。頻繁に大手新聞の一面を使って印相如何で運勢が開けるかの如き宣伝がなされている。我が子の名前を考える時に字画を気にしない人の方が少ないかもしれない。戒名をいただくにあたって、お寺に大枚をはたく人々の心根には、先祖に成仏してほしいという願いが込められているのであろう。様々な批判はあるが、水子供養のための寺が流行する現象もこのような傾向と無縁ではあるまい。

霊感霊視商法は、このような日本人の宗教心を巧みに突いて、先祖の供養や因縁を金もうけの手段にしている。「先祖の因縁を払うために供養しなさい。」という説教を一步すすめて、「その供養の心のおかげとして、血と汗の結晶であるあなたの財産をささげなさい。」と説くことによつて、多くの市民がこれを拒否できなくなるのである。

このような日本人の宗教心は、資金集めに熱心すぎる教団の食い物にされかねない。つまり、資金獲得に熱心す

ざる教団の信者は、布教の対象者たる消費者に対して、「先祖の因縁」や縁起、供養の大切さをふり回すことで、効果的に人も金も集めることができるのである。

勿論、靈感商法や霊視商法では、その手口の巧妙さや計画性・組織性が際立っている。金銭的な被害も深刻であつて、反社会的という範ちゆうを超えて、違法性を帯びるものである。しかし、このような手口が長年継続されていることや同種の手口を駆使した他の団体や宗教家・占い師が、くりかえし輩出される社会的背景も、相当に根深いものがある。

その意味において、宗教家の厳しい自戒と相互批判が求められるのである。

(四) 世代の問題

オウム真理教の信者は二〇代・三〇代の青年が圧倒的に多い。靈感商法で加害者になっている信者たちも同年代の若者、しかも女性が多い。また、靈感・霊視商法で目立つ被害者は、主婦層と高令者である。被害者になった主婦の中には、その組織のアクティブな活動家になって、加害者になる例も少なくない。現在の大学生にとって、彼らが生きがいや人生の目的を見出すことに真摯であればある程、現在の大学や社会は物足らないものに見えるであろう。クラブ活動や求職活動やアルバイトだけでなく、生きていく上での何かをつかみたいと希求している若者には、カルト的な強烈さが魅力的なのである。

また、企業社会に入つて数年たった若者にとつても、職場は自己実現の場として物足りないものかもしれない。靈感商法のターゲット層として、加害者側は「銀看保・アパ勤女」(ギンカンポ、アパキンジョ)をねらつていている。銀行員・看護婦・保母などの職種についた女性は知性も意欲もあつて、相当程度の収入も得ている。しかし、連日仕事に追われて疲労気味であり、人生の伴侶をみ出す機会は必ずしも多くない。しかも、アパートに住んで家

族とはなれて生活している女性にとつて、仕事につかれて部屋に帰るだけの生活はむなしなものかもしれない。

四〇才前後の主婦にとつても、自己の能力や意欲を發揮する場に恵まれることは少ない。子供は学校で自分なりの世界をもちはじめてくるので、幼児期のように自分だけを頼ることはなくなる。夫は仕事に没頭して家庭をふりかえる余裕を失いがちだ。

高齢者が悪徳商法のターゲットになりやすいことは顕著な現実である。ひとり家にいる時に、親切で熱心な働きかけがあれば、よるこんで話し相手になる高齢者は少なくない。しかも、彼らは年金をはじめ一定程度自由にできる財産も保有している。

このように考えると、若者や主婦・高齢者が、霊感商法や霊視商法のターゲットになることは必然とも言えるのである。

(五) 宗教と消費者との利益調整

宗教活動名目のいきすぎた資金集めが多くの消費者トラブルを起こしている背景を考えると、この種問題の解決は決して容易でないことが判る。

しかも、宗教に動機づけられた献金の要求や信者の勧誘は、勧誘する側にとつて信教の自由の行使という側面を有する。信教の自由は、営業活動の自由以上に尊重されるべきであろう。従つて、深刻な問題が多発しているからといつても、一刀両断にこれを規制することは信教の自由を不当に侵害することになりかねないのである。宗教しかも既成概念を超えた発想に基づく宗教への需要がある限り、これを強権的に抑止しようとしても、新たな矛盾を生み出すことになりかねない。

他方で、入信を勧誘され、献金を要求される側の消費者の平穩に生活する権利や、不当に財物を要求されたり、

詐欺的に入信をさせられたりすることがないようにする権利も保障されるべきである。

このような新しい宗教運動において多発している多数の深刻な消費者トラブルや伝道対象者に対する人権侵害の実態を踏まえると、国家が消費者の利益や市民の人権を宗教的団体による不当な侵害から擁護するために相当程度の措置を講ずることは認められて然るべきではなからうか。

この市民・消費者と宗教団体との間の利益調整への国家の関わり方、その限界を論じるにあたっては、宗教そのものに対する社会の認識が時代とともに変遷することが前提となるであろう。例えば一九九三年一月にアメリカ合衆国で成立した「信教の自由回復法」はまさに宗教の持つ社会的役割を重くみるようになったアメリカ社会の傾向を反映した時代の産物である。(同法の内容については宗教法第一四号一八九頁に花見常幸氏が紹介している。)

ロシアにおいて、新しい宗教運動に対する規制法が一九九五年に制定されたのも、社会主義政権へのノスタルジーによって勢力を伸ばしてきた元共産党の勢力と、ギリシア正教系の諸団体の活動によるものと言われている。

例えばドイツにおけるJugendreligionをめぐる公的機関の措置や判例において、サイエントロジーや「超越瞑想」等に対し、その活動を一定程度制約しかねない運用や判例が存在する。井上典之氏はこれらの動向を述べた上で、「ドイツでのJugendreligionをめぐる問題は、歴史的に確立された文化秩序への新規参入が基本権を媒介にしてどこまで認められるのか、国家は新規参入に対してどこまでの介入が許され、その行為がどの程度制限されるのか、という問題をめぐる議論に帰着するのではないだろうか。」と結んでおられる(宗教法第一四号一三二頁)。

確かに、ドイツの宗教事情にかんがみれば、クリスチャニズムの基本理念と全く別個の発想に基づく東洋的な新しい宗教運動が、既成の大教団や公的機関の立場から見て異和感を生ぜしめる傾向は否定できない。ドイツの家庭内において、両親からは理解の域を越える教義の儀式を有する新しい宗教運動に没入してしまった我が子をめぐっ

て様々な家庭問題が発生し、それが行政や税務ひいては裁判的にまで波及している現実もあると思われる。

しかしながら、現実には井上氏が結論づけているような、既成秩序に対するJugendreligionの挑戦に対する国の介入の可否という問題にとどまるものであるまい。

現実にドイツにおいても、Jugendreligionの活動によって、多くの消費者特に若者がセミナー費として莫大な支出を余儀なくされて公的機関にクレームが持ち込まれてみたり、高校生や大学生が教団の活動に没入して学業を放棄し、両親と連絡がとれない状況下で、教団の施設内で教団の組織活動に奔走している事態が、福祉や教育担当の公的機関に家族から多数持ち込まれている。

ヨーロッパ議会における八四年五月の決議の詳細は大石真教授の「いわゆるセクトをめぐる法的問題」(法政研究五八巻一号以下)に述べられているとおりであるが、この決議の基礎には、ヨーロッパ各国におけるこのような多数の消費者トラブルや信者の人権を侵害するわが国と同様の新しい宗教運動の問題が多数の市民から議員に持ち込まれたことがあった。

大石教授が紹介しているEC議会での決議案をめぐる議員の賛否の議論を読む限り、極めて健全で真摯な討議がなされていると評価できる。新しい宗教運動が発生させている様々な社会問題に対して何らかの対処をなすべきであると考え、政府として何らかの対処をなすべきであるとして、これは宗教的自由の問題ではなく運動の渦中にある若者の人権の問題であると論じる。他方、保守党や共産党の議員の中にはこの決議案に信教の自由に対する侵害や少数異端者の差別の萌芽を見て厳しく反対している。

このような論議が、ドイツのJugendreligionをめぐる訴訟においても中心のテーマあるいは争点の底流としてあるのではなからうか。つまり、問題の中心は、消費者の権利や市民の即ち伝道される側の信教選択の自由をはじめ

とする諸権利と大小を問わず宗教団体の利益（これを憲法上保障された信教の自由の一態様と把える）との利益調整に国家はどこまで介入できるのかという点にあると考えるべきではなからうか。

四 宗教活動等についてのガイドライン案

(一) ガイドライン案とその作成の経緯

報告書作成の母体となった日弁連消費者問題対策委員会では、九六年二月三日、報告書を素材としてシンポジウムを開催した。報告書を三八〇余の宗教法人に送付して、活動に役立ててくれるよう要請すると共に、右シンポジウムの参加を呼びかけた。シンポは予想を超える反響をよび、三〇〇余名の参加があった。シンポの中心テーマは、宗教活動名目の資金獲得活動における違法性判断の基準はどうあるべきかという点であった。

右委員会では「宗教活動等についてのガイドライン」の案をシンポにおける討議の素材として提示した。この案はあくまでも素材にすぎず、日弁連やその委員会としての正式の議を経て決められたものではない。

その案の内容は宗教活動上の四分野に分けている。

① 資金集め活動上の問題について

(1) お布施、献金、祈祷料等名目の如何を問わず一定金額以上の支払に対しては、要求されなくても領収証を交付するべきである（金額の限定は不要との見解もある）。

(2) 現金や財物を交付させる目的で、先祖の因縁やたたりなど宗教的不安感をあおって、その上で金員・財物の交付を勧めてはならない。

- (3) 相手の財産状態にそぐわない額の献金等を、長時間にわたって、多人数によりまたは閉鎖された場所で勧誘してはならない。
 - (4) 本人が望めば、献金等に当たって、相当の考慮期間が保障されるべきで、即断、即決を求めてはならない。
 - (5) 献金等をしてまもない期間(例えば八日間)はその取消や返金の要請に誠意をもって応じるべきである。
 - (6) 献金者の全財産に近い献金など人の一生を左右する額の献金や上記(2)、(3)、(4)に該当する場合には、相当期間経過後であっても、その宗教団体から離脱後の返金要請に誠実に応じるべきである。
 - (7) 一定額以上の献金者に対しては、その宗教団体の財政報告により、使途について報告するべきである。
- ② 信者の勧誘について
- (1) 勧誘にあたって、宗教団体の名称、基本的な教義、信者としての基本的任務(特に献金等や実践活動等)を明確に告知すべきである。
 - (2) いたずらに宗教的不安感をことさらあおって、信者になるよう長時間勧めたり、信者としての実践活動を強いて行わせることは、避けるべきである。
- ③ 献身や出家など施設に泊まり込む信者、職員について
- (1) 本人が外部の親族や友人、知人と連絡を希望する場合、これを保障するべきである。
 - (2) 親、子、配偶者、兄弟姉妹からの電話や郵便の連絡は、本人に直ちに取次がれるべきである。
 - (3) 宗教団体の職員、関連団体や企業で働く者については、労働基準法や社会保険等の諸法規が遵守されるべきである。
 - (4) 資金集めや信者獲得活動に従事させる場合、諸法規や本ガイドラインの遵守が周知指導されるべきである。

- (5) 宗教団体施設から離れることを希望する者の意思は最大限尊重されるべきであつて、これを妨げてはならない。
 - (6) 信者が健康を害した場合、宗教団体は自由の如何にかかわらず、外部の親族に速やかに連絡をとらねばならない。
- ④ 未成年者、子供への配慮
- (1) 未成年者の勧誘にあつては、両親の承諾なしに、長期間の宗教団体への帰属を決定づけることは控えるべきである。
 - (2) 自己の意思を表明できる年齢(例えば一〇歳)になつて以降は、両親といえども、本人の意思に反して宗教団体の施設内に拘束してはならない。
 - (3) 少なくとも一八歳未満の子供については、一般の学校での通常の教育課程の就学の機会が保障されるべきである。
 - (4) 宗教団体の施設内では食事、衛生環境、一般教養の修得について最低限の水準が確保されるべきである。
- (二) 宗教と消費者の利益調整が、法律や行政の手によってなされるのは好ましいことではあるまい。国が宗教活動において許容される範囲を法や規則で決めることはできるだけ避けるべきである。民間人相互間の利害調整の問題であるから、司法的解決が図られるべきこともあるであろうが、宗教活動の許容範囲について司法のチェックが入ることさえ好ましくないと考えるのであるまいか。

宗教家自らの手によつて、また市民の支持や世論によつて、自ら良識の枠組が形成されていくことが望ましいと考える。

しかしながら、わが国においては、宗教活動は多くの市民の眼にふれにくいところで、資金集めや信者勧誘をしてきた面があるのでなからうか。宗教諸団体がどのような活動を信者に禁じまた自粛させてきたのが一般市民には判りにくい。宗教界の常識は一般市民社会においては非常識という面がないだろうか。このため、オウムや霊感・霊視のような問題が起こると「やはり宗教はこわい」という差別と偏見の眼で宗教全般が見られることになってしまふ。

そこで、宗教諸団体自ら、一般にどのような活動が許されないものと考えているのかについて広く市民に周知することは、宗教全般の信頼を回復することになると考えるが如何であろうか。

勿論、前述したガイドライン試案の内容には多くの問題点があると思われる。例えば、献金についての基準はあまりにすぎて基準の用をなすのかという疑問もあり得る。信者勧誘については、「方便」としての初心者向けの伝道をどう考えるかという問題がある。施設内で修業にはげむ信者にとって、家族の連絡は「よけいなおせっかい」かもしれない。教団独自の教育施設が充実している場合でも、小中学生の寮生活は好ましくないのだろうか。

考えれば、限らない論点が出てきそうである。しかし、我々は宗教界で行なわれる様々な試みに対して無関心あるいは情報がなさすぎたのではないか。あるいは、既存の教団の諸活動について、信頼と情報不足の故にこれを黙認し、そのため新々宗教がこれを極端化して実践した時に批判してよいものかどうかとまどう場面が多々あったのではないか。

その意味において、宗教界の内側にいる宗教家とその外にいる者とは同じテーブルに着いて、情報と意見を交換することから始めることに意味があると考ええる。

「掘らしむべし、知らしむべからず」という時代ではない。

五 質議

問 東京オリソピックの頃、辻説法による強引な勧誘をして、先祖代々の仏壇をこわしてしまふことが広く報道されたが、このような問題についてどう考えるか。

答 「法律は家庭に入らない」と言われる。家族の一員が他の家族の納得を得ないまま仏壇をこわしても、離婚等の問題であつて、教団に対する関係では問題になりえないのではないか。某教団の指導が理由で離婚に至つたとして、夫が妻と妻の属する某教団を訴えた事件があるが、教団の責任は否定されている。

問 ガイドラインについて、領収証の問題等明確な基準の部分の理解できるが、よりあいまいな部分については如何なものか。例えば全財産を自分の意思で提供することもありうるだろう。そのような場合はむしろ財政の透明度の問題だと思われる。更に、主な教団で決めれば相当な効果があると言われるが、医師会や弁護士会のように全員加盟の団体ではないから、少数の新しい教団等にどこまで効果があるかも疑問である。勿論強制力をもたせることもできないのでむづかしい。例えば出家者や少年の問題は人数の問題として扱うことだろうか。また、財政の面は税制の問題として論議することで克服できるのではないか。

答 現にいくつかの教団で宗教情報センターを創設する動きがある。困難ではあろうが、是非実現して、そのセンターの内であるいは第三者機関で討議して、ガイドラインを作つて欲しい。そうすれば、行政や個別事案に接する宗教に無知の弁護士にとつても対処がしやすくなる。子供が宗教に入つてしまつてとまどつてゐる両親にとつても、その団体が如何なるものかを推し図る基準にもなる。破壊的カルト教団の活動への外部からの批判もより明確なものになりうるだろう。

勿論、自由意思に基づいて、信者がその全財産を教団に寄贈することはあつてよいことだと思ふ。しかし、これが少数の教団では意図的に推進されている面も否定できない。従つて、宗教団体の内部で概括的であつても一定の基準を決めることは有意義であると考ええる。